▶法的側面と技術的側面 それぞれの立場で解説

佐々木隆仁氏

●主催/レクシスネクシス・ジャパン株式会社

Systems, Inc. CEO ジョン・トレデニック氏

●登壇者/ AOSリーガルテック株式会社代表取締役社

長·佐々木隆仁氏、DSA Legal Solutions, Professional

Corporation 代表取締役社長・大平恵美氏(カリフォル

ニア州弁護士、日本国弁理士)、Catalyst Repository

●後援/AOSリーガルテック株式会社

ップルとサムスン電子の知的財産訴訟など

内から学

国弁理士)、ジョン・トレデニック氏 にて「最新の事例から学ぶ海外訴訟 テックは、警察機関や検察機関、大手 (カタリスト社)の3名。佐々木氏は 氏(カリフォルニア州弁護士、日本 れた。登壇者は佐々木隆仁氏(AOS 対策」をテ 一人者。同氏率いるAOSリ eディスカバリ ガルテック株式会社)、大平恵美 ーストスクエアカンファレンス 12年12月4日(火)、大手町 ーマにセミナ カー ーに携わってきた第 、法律事務所や企 が開催さ ーガル

に持つという米国を代表する e ディ 援サービスを提供している。大平氏 旧サービスやeディスカバリ た。プログラムは3部構成。第1部で あり、十年以上業界をリ スカバリー 設立は2000年。 デニック氏率いるカタリスト社 含む訴訟支援に関わってきた。ト 国においては e ディスカバリ は日米双方の民事訴訟に精通し、米 ら依頼を受け、デジタルデータの復 業の法務部など、さまざまな組織か ロ々木氏が ーガルテックのパー eディスカバ トナ 0

0社のうち、およそ8割を顧客 ベンダーである。AOS 大手法律事務所 ドしてき 企業で の
支 を

大平恵美氏 体像を概観した後、第2部では大平

なぜいまeディスカバリ 注目を集めているのか

米国、韓国、ドイツでアップルを提 対抗し、同年、サムスン電子は、日本、 のは 2 0 1 特許を侵害しているとして、アップ 電子の知的財産訴訟を取り ルがサムスン電子を米国で提訴した ハイスカバ 両社の訴訟合戦は、またたくまに トフォンやタブレット端末の IJ 1年4月のこと。それに の現状を解説した。

ビや新聞、ネッ 10ヶ国へと広がり ムスン電子が敗訴。アップルの知 トなど、多くのメディ その 経緯はテ 12年8 佐々

ニック氏が技術的側面を解説した。 氏が法的側面を、第3部ではトレデ 佐々木氏はアップルとサムスン が

審員は知的財産権の侵害が意図的な 含まれていたという。これにより、陪 う、デザイン変更を指示する内容が 示すメールだった。そこには、アップ 手となったのが、グーグルの意向を 木氏によると、このとき大きな決 賠償金の支払いが命じられた。 として、およそ10億ドルにものぼる 的財産権をサムスン電子が侵害した 月にはカリフォルニア地方裁判所で アで報じられている。20 ル製品に酷似したものにならないよ ものであるという評決を下

に応える義務を負うとともに、ル 示のための手続きルール。米国では と、急速にIT られてしまうのだ。佐々木氏による は、訴訟においてペナルティを課せ ルを守らない場合は、制裁金、あるい や調査の当事者は、証拠開示の要求 密な運用が明文化されている。訴訟 2006年に連邦民事訴訟規則で厳 か。これは民事訴訟や行政調査、審理 そもそも e ディスカバリ 当事者に向けた電子情報証拠開 化が進んだ結果、サ

0)

当事者である以上、証拠デー た場合、日本企業といえども、訴訟の た。それゆえ、米国企業から訴えられ され、開示が求められる時代となっ 帯電話のデ 出しなければならないのだ。 **ータが重要な証拠と見な**

やパソコン、スマートフォンや携

証拠保全義務をめぐる 詳細な分析

のように発生するのかを詳細に分析 ちらも証拠保全義務違反に当たると 保全していなかったことが発覚。ど は、両社ともに保全すべきメ してペナルティが課せられている。 アップルとサムスン電子の訴訟で 大平氏は証拠保全義務が、 いつど ールを

> 保全義務の範囲、証拠隠滅に該当す とのこと。証拠保全義務の時期、証拠 う。証拠保全義務に関連し、この件で 出の時点であるとは限らないとい 氏によると、証拠保全義務は訴状提 証拠保全義務についてである。大平 るかの3点である。 は大きく以下の問題点が指摘できる する重要な論点の一つが、当事者の れない。そのeディスカバリ れる場合、eディスカバリーは行わ した。米国の民事訴訟では、eディス つであり、和解や略式判決がなさ は正式事実審理前手続きの 一に関

証拠隠滅に当たると判断された。 同時に、データ保持者に対する通達 やメールの開示が少なく、どちらも 拠隠滅に該当するかに関しては、と する努力を怠ったと見なされた。証 関しては、両社それぞれ、メー 全義務が生じたことになる。範囲に プルとサムスン電子、双方に証拠保 スン電子を提訴した時点から、アッ もに重要な証人が保管している書類 も不十分であり、結果、証拠保全に対 時期に関しては、アップルがサム バ管理に不手際があると ルシス

は「平時のときからの備えが、その 結論として、大平氏が強調したの

情報管理についての社員教育を徹底 ことが重要だという。そのためには、 定。さらに証拠保全義務を通知する に内部調査を行い、証拠保持者を特 なるかもしれない場合は、すみやか は情報管理規則を備え、全社的に統 の訴訟を左右する」ということ。まず 一して運用すること。そして、訴訟に しておく必要がある。 eディスカバリーを含め、日頃から

最新技術を導入し、 使いやすいツールを開発

必要なデ 膨大な量となる。すべてに目を通し、 書に換算すると、220冊分という とえば、16ギガバイトのスマ 新のテクノロジーが必要となる。た タを限られた時間内で調べるには、最 れているデ を果たすのがデジタル機器に保存さ 上げていくのは不可能である。 ンに収められた電子デー e ディスカバリ タを人間の力だけで拾い ータの解析。大量のデ ーで決定的な役割 タを六法全 トフォ

索機能を飛躍的に向上させた。予想 る最新のアルゴリズムを開発し、検 ト社は「予想コーディング」と呼ばれ トレデニック氏率いるカタリス ディングでは、重要書類をク

> 認識するためのプロセスのこと)。カ の高い言葉を日本語でも認識できる 必要がなくなったと同時に、重要度 ズとは、自動的に単語やフレーズを 文字への対応力も強化(ト 国語などアルファベットを用いない ズ」を施すことで、日本語、韓国語、 ていくという。さらに「ト 減。同時に、電子メ ようになったのだ。 な量のドキュメントをレビュー タリスト社の最新技術により、膨大 し、同一内容に属する案件をまと スタ化することで、検索の手間を軽 ルもスレッド化 ークナイ クナ

めの情報を求めているのだ。 は「起こりうるリスク」に向き合うた ではない。多くのビジネスパーソ にとって海外訴訟対策は対岸の火事 び訴訟対策は最重要課題。日本企業 確たる指標を与えた。知財戦略およ はそれぞれの立場で回答、参加者に 現場が抱える問題点に対し、登壇者 体的な側面に即した問い 質問が飛び交った。サ 間や懇親会が設けられ、さまざまな また、セミナー後には質疑応答の時 配信され、会場に足を運ぶことので きない人々に向けても公開された。 なお、当日の模様はUstreamで同時 バ管理の具 かけなど、

125 Business Law Journal 2013.3 Business Law Journal 2013.3 124